



お知らせ版

■発行・編集 佐渡市役所 企画情報課広報広聴係 佐渡市千種232番地 TEL 0259(63)3111・FAX 0259(63)3300

国保・介護・国民年金の保険料等は 税金の社会保険料控除の対象となります

国民健康保険・介護保険・国民年金の保険料等は、所得税や市・県民税の申告の際、その全額が社会保険料控除の対象になります。
控除の対象となるのは、平成17年1月から12月に納めた保険料等の合計で、過去の未払い保険料等の支払い分も含められます。
国民年金保険料は、家族の保険料や免除期間等の追納保険料も控除の対象となります。

○国民健康保険税・介護保険料の控除について

保険料等を納付した方には、翌年1月に納付額証明通知をお送りします。
なお、介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）の方には、別途社会保険庁から源泉徴収票に記載されて1月中に通知されます。

なお、特別徴収された介護保険料は、その本人の分に限り控除の対象となりますので、例えば、ご主人の申告で奥さんの分を含めて控除することはできません。

■問い合わせ先

市役所 市民課 市民税係
☎63-51112



1月の納期

納期限 1月31日(火)
・市県民税(4期)
・固定資産税(4期)

○給与支払報告書の提出は1月31日までをお願いします

事業主で雇用者に給与を支払っている方は、毎年1月31日までに給与支払報告書を給与の支払を受けている人の1月1日現在の住所・所在地市町村へ提出することになっています。

佐渡市に住所のある方の平成18年度給与支払報告書は、平成18年1月31日までに市役所市民課市民税係または支所税務担当課へ提出をお願いします。

■問い合わせ先

市役所 市民課 市民税係
☎63-51112



○農業用免税軽油の申請について

申請はお早めに
平成18年春以降にトラクター・コンバイン等の農業機械に免税軽油を使用するための農業用免税証交付申請は、1月27日(金)までをお願いします。

■問い合わせ先

佐渡地域振興局 課税課
☎74-3273

■問い合わせ先

控除証明書専用ダイヤル
☎0570-00-9911
新潟西社会保険事務所
☎025-225-3001

2月上旬発送:

平成17年10月1日から

12月31日までの納付

11月上旬発送:

平成17年1月1日から

9月30日までの納付

このため、所得税、住民税の申告を行う際には、証明書を忘れないようにご注意ください。

○国民年金保険料の控除について
国民年金の保険料については、平成17年分の所得税申告から、証明書の添付が必要となり、対象の方には社会保険庁から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬または2月上旬のいずれかに送付されます。